

入札監視委員会議事概要書

開催日時	令和元年7月23日(火) 午後1時50分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	飛田 悦正 松橋 秀広 細田 雅洋	
抽出案件	5件	(議事) 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	1件	
指名競争入札	4件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
委員 から の 意見 ・ 質問 及び それ に対 する 回答	<p>1 入札契約の運用状況について</p> <p>○今回の入札結果を見ると、「辞退」「無効・不着」「無効・とりおり」「失格」「全者辞退」など、従前に比べ非常に多いと感じたがいかがか。</p> <p>また、聞き取りはしていないと思うが、理由をどう思うか。</p>	<p>○ご指摘のとおり、従前に比べて無効や辞退等が多い結果となりました。</p> <p>「無効・とりおり」については、分割発注による「とりおり要件」を設定した案件が多かったため、従前よりも多くなりました。主なものとしましては、一般競争において「小中学校空調設備設置工事」10件、指名競争において「デジタル防災無線個別受信機設置工事」6件を発注しております。</p> <p>「辞退」については、一般競争において、「とりおり要件」を設定した案件について多くなりました。これは複数の案件に参加申請はしたものの、工事費を積算する段階で、案件を絞って応札することとし、他の案件については辞退したものと考えております。指名競争においては、全者辞退等の理由で中止案件が2件発生したこと及び例年に比べて発注案件が多かったことから、技術者の確保が困難等の理由で辞退する業者が増加したものと考えております。</p> <p>「無効・不着」については、「辞退」が増えた理由と同様ではないかと考えておりますが、好ましい事態ではないため、今後は理由を聴取することも検討していきたいと考えております。</p> <p>「失格」については、低入札案件において、数値的判断基準を下回ったことにより、1案件で複数の失格業者が発生したためです。</p>
	<p>2 審議対象工事の抽出結果について</p>	<p>○抽出委員より抽出件数を報告。</p>

3 審議対象工事の審議について

①【一般競争入札】

第30-09-130-0-003号
旧第一中学校校舎解体工事
(教育委員会事務局 学校教育課)

○当初設計において、コンクリート廃材の処分費用はどのように算出しているのか。

○低入札価格調査の結果、妥当と判断した理由の中で、自社機材及びプラントを有することによるコスト低減とあるが、そこから見積もりを徴することは検討しなかったのか。

○決まった単価に捕らわれることなく、見積もりを活用することも手段の一つとしてはあると思うがいかがか。

○低入札により失格となった4者については、低入札価格調査制度を理解していたのか。理解していたとすれば、失格となるほど価格を下げてしまうことが理解できない。

○本案件の運用状況については、適正に行われたものと認める。

②【指名競争入札】

第30-09-130-0-005号
辰ノ口親水公園ふるさと館外屋根改修工事
(建設部 都市計画課)

○市の建設工事発注区分によると、発注金額1500万円以上は格付けAの業者への発注となっているが、格付けBの業者を4者選定している理由を教えて欲しい。

○県営繕単価を採用しております。

○公共工事でありますので、特殊な物でない限りは、原則として県営繕単価又は定期刊行物の掲載単価を採用しております。

○今後、検討をさせていただきます。

○低入札価格調査基準については、市ホームページに掲載し公表しておりますことから、当然理解はしていたものと考えております。この基準は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各項目について、設計額に対して既定の率以下となる応札をした場合には、失格となるものであります。予定価格は公表しておりますが、各項目ごとの金額は公表しておりませんので、積算時の計算ミス等により今回の結果となったものと考えております。

○ありがとうございました。

○発注金額1500万円以上のため、12者以上の選定が必要でありましたが、発注時は格付けAの業者が市内に8者しかいなかったため、市内業者の受注機会の確保という観点と、本工事の内容は下位ランクの業者でも十分に対応可能であると判断したことにより、現場近隣の格付けBの業者を選定したものです。

<p>○地元業者育成という観点からも、市内業者のみを選定することは理解できるが、業者数が少ない中で、12者以上選定するという規定に無理があるのではないか。</p> <p>○業者数の変動に応じた変更をしてこなかったということだろうが、実際の選定にあたっては無理があるように思える。</p> <p>市内業者で対応可能な工事は、市内業者を優先するという点については間違っていないと思うが、業者数に応じた見直しをしていくことも必要なのかと感じる。</p> <p>○本案件の運用状況については、適正に行われたものと認める。</p> <p>③【指名競争入札】 第30-12-130-0-013号 石沢地内管渠布設工事 (上下水道部 施設管理課(旧 下水道課))</p> <p>○入札結果を見ると7者中4者しか応札しておらず、落札率も高い。業者選定基準を細かく分け過ぎていて、競争性を無くしてしまっているのではないか。基準の幅を広げれば、余力のある業者を選定することもできると思うがいかがか。</p> <p>○入札辞退や入札書不着の業者については、その後の発注時において、どのような対応を取っているのか。</p> <p>○指名という制度を考えれば、それは当然のことであると思う。先ほどの話に繋がるが、やはり基準となる幅は広いほうが選定し易いと思う。</p> <p>○本案件の運用状況については、適正に行われたものと認める。</p>	<p>○入札参加資格者名簿については、2年ごとに更新となります。名簿更新の都度、申請業者の総評点により格付けを行っておりますが、今回の場合は格付けAとなる業者が8者しかいなかったという状況でございます。選定基準については、その都度変更する運用はしておりません。</p> <p>○今後の状況を見ながら、必要性を検討して参ります。</p> <p>○ありがとうございました。</p> <p>○本工事につきましては、周辺の工事が終わっており、小規模で発注せざるを得なかったという状況もございました。選定方法につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>○辞退については、それを理由に不利益な取り扱いを受けることはないというのが原則ですが、辞退理由によっては、次回の指名業者選定に当たっての判断材料とすることもございます。</p> <p>○今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>○ありがとうございました。</p>
--	---

<p>④【指名競争入札】 第30-10-130-0-207号 ヤブ沢河川護岸工事 (建設部 土木建設課)</p> <p>○本案件は、平成30年12月11日に中止となった工事と同一工事か。</p> <p>○工期延長を44日間していることと、それに付随しての影響は無かったのか。</p> <p>○業者選定の際に、地理的条件を考慮していると思うが、今回の工事規模・金額を考えると、他地域の業者が受注を希望する可能性は低いと思うので、発注金額や地域等を考慮して柔軟な業者選定をした方が良いのではないか。</p> <p>○本案件の運用状況については、適正に行われたものと認める。</p>	<p>○同一工事です。中止となった際に辞退理由等の聴取を行いまして、再発注に当たっては、配置可能技術者数等を勘案し、全者指名替えを行いました。</p> <p>○工期延長につきましては、準備段階において不測の日数を要したため延長したものでありまして、それに伴う特段の影響はございませんでした。</p> <p>○今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>○ありがとうございました。</p>
<p>⑤【指名競争入札】 第30-14-130-0-027号 常陸大宮市文化センター等電話設備改修工事 (教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>○本案件の予定価格の算出方法について教えて欲しい。</p> <p>○その3者は、今回の指名業者5者のうちの3者か。</p> <p>○地理的条件を勘案して、県内業者を指名することは理解できるが、指名候補とならない業者から見積もりを徴取した理由は何なのか。</p> <p>○本案件のような工事は、適正な単価の算出が難しいと思うので、見積り徴取に当たって十分に検討が必要だと思う。少なくとも、指名選定時の候補となる業者から徴取すべきだと思うし、もっと多数の業者から徴取した方が、設計単価の精度が上がると思う。</p>	<p>○業者からの見積もりにより算出しております。見積もり徴取業者数は3者です。</p> <p>○3者のうち2者を指名しています。1者については、県外業者であったため、地理的条件を勘案して指名はしませんでした。</p> <p>○県外業者については、あくまでも価格を比較するための参考ということで徴取したものです。</p> <p>○分かりました。</p>

	<p>○本案件の運用状況については、適正に行われたものと認める。</p>	<p>○ありがとうございました。</p>
<p>4 その他・講評</p> <p>○すべての審議案件について、適正に執行されたものと認める。</p> <p>○本日の審議案件を見た限り、指名業者の選定に苦慮しているように見受けられたことから、業者数が減少していることを勘案して、業者選定基準については、もう少し柔軟な選定が可能となるような見直しをしてはどうか。</p> <p>○案件によっては見積もりが甘いと思われるものがあつたことから、案件の内容に応じた適正な見積りとなるよう、精査する必要があるのではないかと感じた。</p> <p>○本日の審議事項とは直接の関係はないが、東京都では、予定価格の事後公表、JV結成義務の撤廃、1者応札の中止といった改革に取り組み、一定の成果が上がっているようなので情報提供させてもらう。また、下請負業者の社会保険の加入についても国会質疑に上がっていたので、適切な対応をお願いしたい。</p>		
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	